

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引) 第十一条の十二 「略」 2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。 3 「略」 (延滞エクスポージャー) 第三十八条 第二十二条から前条まで(第三十五条を除く。)の規定にかかわらず、債務者について次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー(次項から第五項まで及び次条において「延滞エクスポージャー」という。)のうち、適格金融資産担保によつて信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額(個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。)の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。 「表略」 一 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由による経営破綻
改正前	(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引) 第十一条の十二 「同上」 2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。 3 「同上」 (延滞エクスポージャー) 第三十八条 第二十二条から前条まで(第三十五条を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー(次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。)のうち、適格金融資産担保によつて信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額(個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。)の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。 「同上」 一 標準的手法採用最終指定親会社、債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する

二 財務状態及び経営成績が悪化し、債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性が高い状況

三 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞していること。

四 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行うこと。

五・六 「略」

「2・4 略」

5 第一項において、標準的手法採用最終指定親会社は、同項第三号及び第六号中「三月以上」とあるのは、「九十日超」として延滞エクスポージャーの判定を行うことができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第三十九条 「略」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは、「第三十八条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と

法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由が生ずること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

二・三 「同上」

「2・4 同上」

5 第一項において、標準的手法採用最終指定親会社は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第三十九条 「同上」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは、「第三十八条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と

「同項第三号及び第六号」とあるのは「第三十八条第一項第三号及び第六号」と読み替えるものとする。

(デフォルトの定義)

第百八十三条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、同項第三号に規定する延滞又は同項第六号に規定する限度額の超過に係る判定において、次の各号に掲げる月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数を用いることができる。

〔一・二 略〕

(事業法人等向けエクスポージャーのPD)

第百九十一条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる手法又はこれらに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いるものとする。この場合において、内部格付手法採用最終指定親会社は、債務者の数に基づく単純平均で計算された一年間のデフォルト確率の平均により、各格付のPDを推計するものとし、エクスポージャーの額の加重平均によるPDの推計は行わないものとする。

〔一〕三 略〕

〔2〕5 略〕

(リテール向けエクスポージャーのPD等)

第百九十二条 「略」

と読み替えるものとする。

(デフォルトの定義)

第百八十三条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

〔一・二 同上〕

(事業法人等向けエクスポージャーのPD)

第百九十一条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる手法又はこれらに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いるものとする。この場合において、内部格付手法採用最終指定親会社は、債務者の数に基づく単純平均で計算された一年間の単年デフォルト確率の平均により、各格付のPDを推計するものとし、エクスポージャーの額の加重平均によるPDの推計は行わないものとする。

〔一〕三 同上〕

〔2〕5 同上〕

(リテール向けエクスポージャーのPD等)

第百九十二条 「同上」

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーの長期平均PDを推計するに当たって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 「一・二 略」 三 一年間のデフォルト確率の平均に基づくこと。 「3・4 略」 (トレーディング・デスクの要件) 第二百四十九条の三 「略」 2 「略」 3 トレーディング・デスクの要件は、次に掲げるものとする。 「一〇九 略」 十 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書(次に掲げるものを含む。)が作成されていること。 イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。))による定期的な検証が行われ、その結果に基づき必要な修正がされたものを含む。) ロ 「略」 十一 「略」 (リスク・ファクターのモデル化可能性テスト) 第二百五十二条の五 「略」 2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げ	2 「同上」 「一・二 同上」 三 債務者の数又は債権の数に基づく単純平均で計算された一年間の単年デフォルト確率の平均に基づくこと。 「3・4 同上」 (トレーディング・デスクの要件) 第二百四十九条の三 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇九 同上」 十 「同上」 イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。))により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。) ロ 「同上」 十一 「同上」 (リスク・ファクターのモデル化可能性テスト) 第二百五十二条の五 「同上」 2 「同上」
---	---

る要件の全てを満たすものとする。

「一〇五 略」

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 「略」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベータシスを特定し、当該ベータシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに適切に分類してマーケット・リスク相当額を計算している場合は、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをリスク理論損益に反映すること。ただし、当該分類が適切に行われていない場合には、代理変数のリスク・ファクターをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

「(1)・(2) 略」

(カーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百六十条の三 「略」

「2・3 略」

4 第二項のリスク・ファクターのデルタ・リスクの感応度 (Δ_{risk}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 略」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベータシスを特定し、当該ベータシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベータシスがモデル化可能なリスク・ファクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

「(1)・(2) 同上」

(カーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百六十条の三 「同上」

「2・3 同上」

4 前項のリスク・ファクターのデルタ・リスクの感応度 (Δ_{risk}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 同上」

「5ゝ7 略」

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)
第二百六十条の四 「略」

2 前項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 「略」

(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十四条 「略」

2 「略」

3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{ij}) は、バケット番号1から13まで(バケット番号11を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす場合 九十九・九パーセント

「イ・ロ 略」

二 「略」

三 次に掲げる要件の全てを満たす場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

「イ・ロ 略」

「5ゝ7 同上」

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)
第二百六十条の四 「同上」

2 前項の規定により算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 「同上」

(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

「イ・ロ 同上」

「4・5 略」

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十四条の二 「略」

「2・3 略」

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(cxy)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 略」

三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 「略」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

「5・6 略」

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十五条 「略」

「2・5 略」

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

「一・三 略」

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク

第二百六十三条の五第六項及び第七項の規定を準用する。

この場合において、同条第六項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

「4・5 同上」

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十四条の二 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

「5・6 同上」

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百六十五条 「同上」

「2・5 同上」

6 「同上」

「一・三 同上」

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク

第二百六十三条の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号 25 とバケット番号

「五〇七 略」

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百六十五条の二 「略」

2 「略」

3 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるリスク
・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、次の各号に掲げるリス
ク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値
とする。

一 「略」

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又
はロに掲げる第一項第二号の規定により分類したバケット
番号の区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 「略」

ロ バケット番号 17又は18 第二百六十三条の三第五項

第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

「三〇六 略」

「4・5 略」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の
算出の概要)

第二百六十六条 「略」

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の
算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする

25 以外のバケット番号との間の相関係数 (γ_{bc}) は、百パー
セントとする。

「五〇七 同上」

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百六十五条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ バケット番号 16又は17 第二百六十三条の三第五項

第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

「三〇六 同上」

「4・5 同上」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の
算出の概要)

第二百六十六条 「同上」

2 「同上」

。 〔一・二 略〕 三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出の対象とすること。この場合において、当該非証券化商品によるヘッジについては、非証券化商品におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額に含めないこと。 〔四〃六 略〕	〔一・二 同上〕 三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。 〔四〃六 同上〕
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。